

令和7年 5月 1日  
公立長生病院

## 保険外併用療養費について

入院期間が 180 日を超える長期入院患者様には、入院費の一部負担以外に、保険外併用療養費として入院基本料の一部を自己負担していただいております。(平成 26 年 10 月 1 日より)

### 保険外併用療養費(1日あたり)2,589円

長期入院療養費は、同一疾病や負傷により入院期間が 180 日を超えた患者様が対象となり、超えた日から上記金額を実費でご負担頂きます。

なお、180 日の入院期間については、他の医療機関での入院期間も含めて計算されることとなりますのでご承知ください。また長期入院されている場合であっても、難病等の国が定めた状態で入院されている方や自賠責保険、労災保険で入院されている方等は対象外となります。

なお、該当されます患者様には、あらかじめご説明させていただきますので何卒ご了承ください。